






表紙共 5 枚

那覇 (R 3) 通信施設整備工事 (通信土木)

第 3 2 2 基地通信中隊			
中隊長	通信訓練幹部	後方幹部	通信班長

電気係長	電気係
	

件名	那覇 (R 3) 通信施設整備工事 (通信土木)					縮尺	—
図名	表紙					図番	1/5
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	管財主任	企画係	管財係	設計者
							
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊管理科営繕班						令和3年8月2日	

特記仕様書

- 1 工事件名：那覇(R3)通信施設整備工事(通信土木)
- 2 工事場所：沖縄県那覇市鏡水679 陸上自衛隊那覇駐屯地
- 3 履行期間：契約締結日～令和4年3月31日まで
- 4 概要：通信設備工事
 - (1) 土工
 - ア 掘削・・・66.9m³
 - イ 埋戻し・・・62.4m³
 - (2) 磁気探査工
 - 表層探査及び経層探査・・・194m²
 - (3) 管路工
 - ア 塗覆装鋼管(埋設管路)・・・89.0m
 - イ 分割ダクト(FIFD)・・・89.0m
 - (4) 撤去工及び復旧工
 - ア コンクリート歩道撤去
 - イ アスファルト舗装撤去・復旧・・・18.6m²
 - ウ コンクリート歩道撤去・復旧・・・5.4m²
 - エ L型側溝撤去・復旧・・・4.0m
 - オ 道路中央線復旧・・・2.7m
 - カ 伐木・・・2本
- 5 一般仕様
 - (1) 一般事項
 - ア 本工事の施工は、本特記仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い行う。
なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。
 - (ア) 標準仕様書等
 - a 公共建築(改修)工事標準仕様書(電気設備工事編) 最新版
 - b 有線・無線通信工事共通仕様書 最新版
 - (イ) 設計基準類
 - 建築設備設計基準(平成30年度版)、防衛施設設備設計要領(平成28年度版)
 - (ウ) 積算基準類
 - 公共建築工事積算基準、防衛施設設備積算要領
 - イ 本工事の実施にあたっては、適用を受ける関係法令等(条例を含む)を遵守し、材料の選定、品質性能の確保、工法の選定、検査等を行う。
 - ウ 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督官と協議する。
 - エ 本工事は、設計図書に明記無き事項についても施工上当然処置すべき事項は、受注者の負担で実施する。
 - (2) 駐屯地への立入りの為に必要な手続き及び駐屯地規則厳守の徹底
 - ア 駐屯地への立入り及び行動(出入門手続・火気取扱い・工事用通路等)は、当該駐屯地の規制(部隊諸規則)及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工地域以外への立入りを禁止する。
 - イ 駐屯地の区域内における工事用車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、工事施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しなければならない。
 - ウ 駐屯地の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工する。万一損傷させた場合は、速やかに監督官等に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。

- (3) 工事現場管理
 - ア 施工管理
 - 受注者は、工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督官の指示等を周知徹底する。
 - イ 施工体制台帳等の適正な整備
 - 受注者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、「建設業の許可書」及び契約書等の写し(下請負人を含む。)を添えて監督官に提出する。
 - ウ 現場代理人等
 - (ア) 受注者は、本工事の着手に先立ち現場代理人及び主任技術者(兼任可)を配置する。
 - (イ) 本工事の施工に際し、資格を必要とする作業等については、資格の免状の写しを監督官に提出する。
 - エ 工事現場の管理で特に必要な事項
 - (ア) 工事の安全に際しては、次の事項に十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底する。
 - (イ) 施工にあたっては、施工条件を工事関係者に十分に把握させるとともに作業員等に対して、安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底する。
 - オ 発生材等の処理
 - 本工事による発生材は、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積・整理する。また、金属屑以外の発生材については、産業廃棄物として関係法令等に基づき適切に処分し、処理完了後、産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票(写し)を提出する。
- (4) 提出書類等
 - ア 本工事の写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(総画素数80万画素以上及びファイル形式JPEG)を使用し、着工前、施工中、竣工時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。
 - イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。
- 6 工事仕様
 - (1) 共通事項
 - ア 機器及び材料
 - (ア) 本工事に使用する設計図書に適合するものとし、全て新品とする。
 - (イ) 設計図書に記載されている資機材の製造者及び型式(型番)は、参考のものであり、製造者等を特定しているものではない。
 - (ウ) 使用する資機材が設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(承認図及び試験成績書等)を監督官に提出する。ただし、設計図書においてJISによると指定された資機材でJISマーク表示のある資機材を使用する場合及びあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。
 - (エ) 資機材の色等については、監督官と協議のうえ選定するものとする。
 - (オ) 資機材の搬入ごとに監督官に報告するものとし、種類ごとに監督官の検査を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。
 - イ 仮設工
 - (ア) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。
 - (イ) 受注者は、毎日施工終了後、当該工事に関する部分の後片付け及び整理整頓を行う。
 - (ウ) 本工事は原則として、施設の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し、使用料を徴収する。

件名	那覇(R3)通信施設整備工事(通信土木)	縮尺	—
図名	特記仕様書①	図番	2/5
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊管理科営繕班		令和3年8月2日	

(2) 通信工事

ア 土工及びコンクリート工

- (7) 掘削及び埋戻しは、機械施工を標準とする。ただし、構造物周囲においては、構造物を損傷しないよう、かつ、締固め不足とならないよう人力等にて入念に行う。
- (f) 埋戻しは、掘削土中の良質発生土を使用するものとし、埋戻し用発生土は、現場付近に集積する。
- (g) 建設発生土は、監督官の指示する場所(場内)に運搬及び集積するものとする。
- (h) コンクリート規格は、JIS A 5308 (プレキャストコンクリート)への適合を承認されたものとし、その種類は普通コンクリートとする。ただし、コンクリートが少量の場合は、監督官の承諾を受けて、現場練りコンクリートとすることができる。
- (i) コンクリートの設計基準強度は下表による。

種 別	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
無筋コンクリート	圧縮 18	8	20 (25)
鉄筋コンクリート	圧縮 18	8	20 (25)

イ 磁気探査工

- (7) 本探査の実施にあたっては、「磁気探査実施要領(案)平成24年10月」(沖縄総合事務局開発建設部)を参考に行うものとし、事前に施工計画書を監督官に提出し、監督官の承諾を受ける。
- (f) 本探査の実施にあたり、地形及び土質等の状況により探査範囲等の変更の必要が認められる場合は、監督官と協議する。
- (g) 本探査の責任者は、次のいずれかの資格を有し、磁気探査の実務経験が4年以上の技術者とする。
 - a 技術士(建設部門、応用物理部門、総合技術監理部門)
 - b R C C M(地質部門、土質及び基礎部門)
 - c 湾岸海洋調査士(危険物探査部門)
 - d 地質調査技士、測量士、測量士補
 - e 磁気探査技師(沖縄県磁気探査協会認定)
- (h) 探査方法については、深度(-0.5m:5インチ砲弾仕様・-1.0m:50kg爆弾仕様・-2.0m:250kg爆弾仕様)毎の探査(0.5m間隔:5インチ砲弾仕様・1.0m間隔:50kg及び250kg爆弾仕様)を標準とする。
- (i) 本探査実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、監督官に報告する。
- (j) 本探査の結果、磁気量が0.7 μ Wb以上の異常点については、発掘し確認探査まで実施する。また、探査中0.7 μ Wb未満の磁気量であっても、解析の結果、不発弾の恐れがあるものについては発掘し、確認探査まで行うものとするが、その経費は受注者の負担とする。
- (k) 異常点の発掘は、爆弾、砲弾、その他異常物が確認(視認)できる状態とし、監督官の確認を受ける。確認後は、磁気異常物を撤去し、再度磁器傾度計探査を行い、異常物の撤去確認を行う。
- (l) 確認掘削・探査は火薬類取扱保安責任者(甲又は乙種)をもってあてなければならない。
- (m) 本探査中に不発弾等危険物を発見した場合は、バリケード等の安全対策を行うと共に、速やかに監督官に報告する。
- (n) 探査中又は発掘中の不発弾等による事故については、受注者が全責任を負うものとする。
- (o) 探査完了後、次の内容の原記録、写真、日報及び報告書を提出する。
 - a 保険証(写し)
 - b 原記録(水平探査、確認探査) ※ベン走行速度、紙送り、使用レンジ記入
 - c 現場写真(カラー版) ※確認された異常物全写真
 - d 探査工日報
 - e 異常点位置図、異常点測定一覧表、探査測線図、説明書等

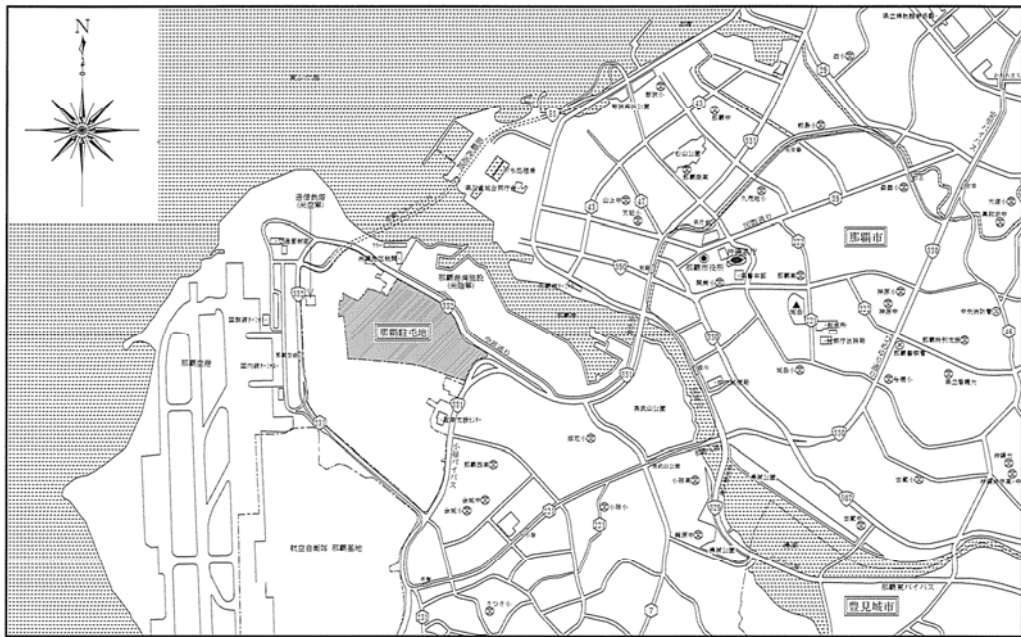
ウ 管路工

- (7) 塗覆装鋼管は、承認図を提出し監督官の承諾を受ける。
- (f) マンホール内の管路取付には、ダクトスリーブ(PS)を使用する。
- (g) 埋設標識シートの彩色は、黄色地に赤色文字(字体は丸ゴシック)を標準とし、防衛省所管の通信ケーブルがある旨の記述がされているものとする。
- (h) 埋設標識シートについては、折込率2倍又は、折込率3.5倍のものを使用するものとする。
- (i) 配管完了後、ウエスによる通過試験を行い、その結果を「有線・無線通信工事共通仕様書」に定める様式により提出する。

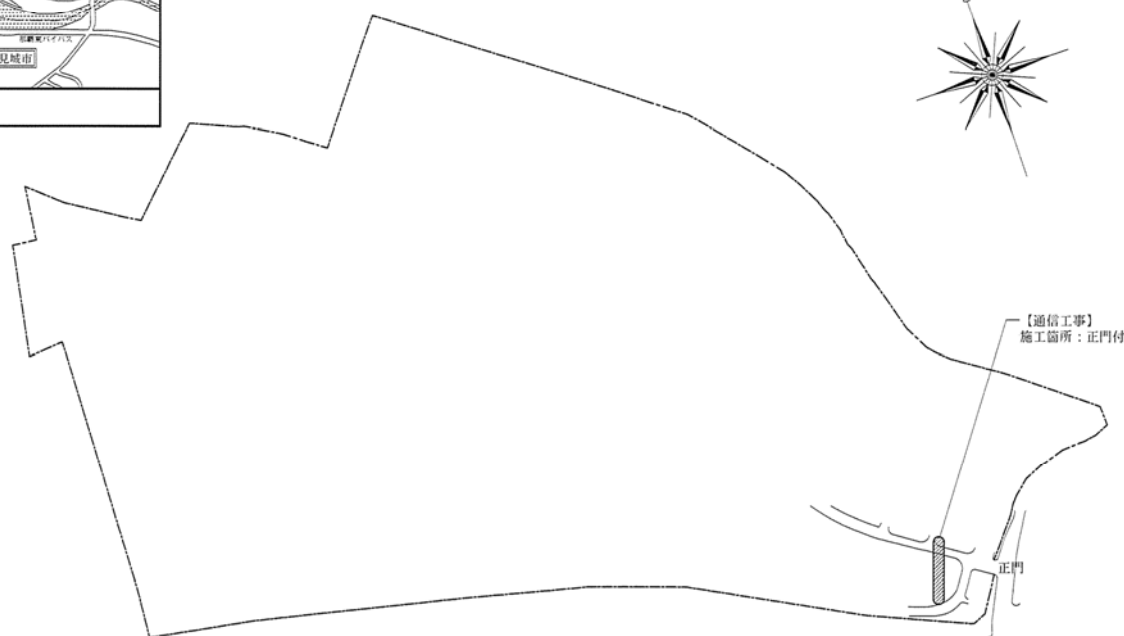
エ 撤去工

撤去工の実施にあたっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議のうえ、着手する。

件名	那覇(R3)通信施設整備工事(通信土木)	縮尺	図示
図名	特記仕様書②	図番	3/5
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊管理科営繕班		令和3年8月2日	



案内図 S=1/35,000



配置図 S=1/5,000

件名	那覇(R3)通信施設整備工事(通信土木)	縮尺	図示
図名	案内図、配置図	図番	4/5
陸上自衛隊那覇駐屯地 業務隊管理科営繕班			令和3年8月2日

